

「商品先物取引法施行規則及び商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令案」に対する意見書

2012年（平成24年）10月24日

日本弁護士連合会

経済産業省は、本年10月5日付け「商品先物取引法施行規則及び商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令案の概要」（以下「本省令案概要」という。）を公表した。

本省令案概要においては、商品先物市場の活性化及び健全な発展を図るべく、産業構造審議会商品先物取引分科会が本年8月に取りまとめた報告書における、プログラムによる自動売買の受託を可能とすることや投資商品についての経験が豊富な顧客に対する不招請勧誘の在り方を検討することなどの指摘を具体化するための改正を行うことを目的とするとされている。

しかし、商品先物取引業者のこれまでの営業実態を前提とすれば、本省令案概要のうち、プログラムによる自動売買の受託を可能とする改正（商品先物取引法第214条第3号関係）及び継続的取引関係にあるものに対する不招請勧誘の禁止に関する改正（同条第9号関係）は、委託者保護の観点から、看過し難い重大な問題を孕むものである。

そこで、当連合会は、委託者保護の規制を強化・拡充し、実効性のある制度と法規制を整備することが必要であるとのこれまでの一貫した立場から、本省令案概要について、下記のとおり意見を述べる。

記

第1 意見の趣旨

- 1 プログラムによる自動売買を、商品先物取引法第214条第3号が禁止する一任取引の禁止の例外とすることについては、なお委託者保護の見地から検討すべき点があるので直ちに賛成できないが、仮に、プログラムによる自動売買を許容する場合を認めるとしても、少なくとも、上記一任取引の禁止の例外としてプログラムによる自動売買が許容される要件として、委託者から使用可能な証拠金の総額について同意を得るとともに書面等による契約を義務付けたり、プログラム売買に関する概要等を記載した書面の交付を義務付けることだけでは不十分であって、契約の内容を理解していない委託者から委託を受ける行為を禁止するとともに、これらにつき委託者保護が実質的に確保されるよう、より具体的な指針等を策定するとともに、広告規制を行うこと、プログラムによる自動売買を行っている顧客は商品先物取引法施行規則（以下「施行規則」

という。) 第102条の2で不招請勧誘禁止の例外となる継続的取引関係にある顧客には該当しないこととすること、プログラムの適正さを確保する措置を講ずること、とすべきである。

- 2 金融商品に関する取引所のデリバティブ取引を継続的に自社と行っている顧客に対しても、商品に関する取引所取引の電話や訪問による勧誘を行うことを許容することは、新たに不招請勧誘の禁止の例外を不当に拡張するものであり、対象顧客につき、当該取引を勧誘の前一年以内に複数回実際に行っていること又は勧誘の日に未決済の取引残高を有することという要件を課したとしても、委託者保護を十分に図ることはできないから、反対である。

第2 意見の理由

1 はじめに

商品先物取引においては、古くから、取引の勧誘段階から取引終了段階に至るまで様々な手法を駆使して、業者が委託者の利益を犠牲にして自らの利益を図る行為が行われてきた。具体的には、不招請勧誘にはじまり、適合性原則を無視した勧誘、先物取引の仕組みや危険性などの説明義務違反、断定的判断の提供、新規委託者保護義務違反、直しや両建等の特定売買（コロガシ）、過当取引、仕切拒否・回避等の、様々な違法ないし不当な行為が行われてきていることが、多数の裁判例においても認定されてきている。中でも、多くの事例で、一任ないし実質一任を前提として両建て勧誘等の特定売買を多用する手数料稼ぎがされてきたことは本省令案概要について検討するに当たって重要である。

したがって、不招請勧誘の禁止や一任売買の禁止規定をはじめとする商品先物取引法や関連法令による法規制を緩和することは、商品先物取引業者の違法又は不当な行為により一般消費者が深刻な被害を受ける事例が再び増加することに繋がりがかねないのであり、商品先物市場の活性化の名の下に、安易に行われるべきではない。

2 プログラムによる自動売買の受託を可能とする改正（商品先物取引法第214条第3号関係）について

(1) 改正案の内容

本省令案概要は、一定のルールをあらかじめ設定したコンピューター・プログラムに基づいて行う売買を許容するものである。現行法では、商品先物取引法第214条第3号の一任取引の禁止の例外として、施行規則第102条第1項第4号において、委託者があらかじめ定めた額の損失又は利益が発生した場合に、あらかじめ設定したコンピューター等の処理により全取引の

決済を転売又は買戻により結了させることは許容されているが、本省令案概要は、このような決済の場面に限定しないプログラムによる自動売買を許容するものであり、商品先物取引法第214条第3号の一任取引の禁止の例外を拡大するものである。

経済産業省の担当課の説明によれば、上記の改正は、「商品市場の活性化のためには、個人投資家にとって魅力のある新たな商品を開発する必要がある、委託者保護の観点から問題がないものは、積極的に取り入れていくべきである。」との考え方を背景とするものであり、また、一任売買禁止の趣旨との関係でこのようなプログラムによる自動売買が許容され得る根拠として、「商品先物取引業者の判断を介さずにあらかじめ設定されたルールに従って取引が行われるため、裁量権の濫用のおそれがなく、これを許容しても法第214条第3号の趣旨に反しないと考えられる。」との説明がなされている。

(2) プログラムによる自動売買を一任取引の禁止の例外とすることに対する懸念

① 上記のとおり、経済産業省は、プログラムによる自動売買は、「商品先物取引業者の判断を介さずにあらかじめ設定されたルールに従って取引が行われるため、裁量権の濫用のおそれがなく、これを許容しても法第214条第3号の趣旨に反しないと考えられる。」と説明をしている。

しかし、プログラム売買は、多くの場合、一般投機家には理解できないような複雑なプログラムによって売買がなされるものであろうことからして、業者が顧客の利益や安全を犠牲にして自らの手数料益を図るようなプログラムを顧客に押し付けるようなことも、当然のことながら懸念される場所である。

そして、プログラムの複雑性はまた、行政当局による不正プログラムの摘発を困難にする、摘発を遅らせる、という要素でもある。

また、どんなにプログラム自体を行政がチェックしてみても、新たに起こった予期せぬ事態により重大な損失が生じるなどという場合や、プログラムを悪用する特別の手法が用いられて初めてプログラムの欠陥、悪質性が判明するなどという場合に、行政による悪質プログラムの摘発が不可能である、などという問題もあると考えられる。

さらに、プログラム自体は正当でも、顧客への勧め方、条件設定の仕方等によっては不正な使用方法となるようなことも考えられるが、勧誘方法とセットで考えて、プログラム売買の勧誘の不当性を行政がチェックすることは、ますます困難であろう。

経済産業省は、「商品先物取引業者の判断を介さずにあらかじめ設定されたルールに従って取引が行われるため、裁量権の濫用のおそれがない」と言うが、当該ルール自体を商品先物取引業者が作成する場合は、なお、裁量権濫用のおそれがあるというべきであって、プログラムによる自動売買を許容することには直ちに賛成しかねる。

- ② また、そもそも日本の商品先物取引市場のような小さい市場では、合理的な法則に基づく値動きをしない場合も多々あり、そのような市場では、プログラム売買が合理的に働かないのではないかと懸念があることにも留意されるべきである。

プログラム売買は、過去の値動き等で将来の値動きを予想するものであるところ、前記のとおり、日本の商品先物取引市場のような非常に小さい市場では、予期せぬ新たな商社等の大量の注文があればプログラム売買による予想は意味をなさなくなることも考えられる。為替市場や証券市場等の大きな市場ではプログラム売買が合理的に使えるのだとしても、日本の商品先物取引市場のような極めて小さい市場では、プログラム売買自体が、合理的に働かず、委託者保護に欠ける場面が生じ得ることにも留意されるべきである。

- (3) プログラムによる自動売買が許容される場合の要件が委託者保護の見地からは不十分であること

- ① 本省令案概要は、プログラムによる自動売買が許容される要件として、委託者から使用可能な証拠金の総額について同意を得るとともに書面等による契約を義務付けたり、プログラム売買に関する概要等を記載した書面の交付を義務付けることによって、委託者保護を図ろうとしているようである。

しかし、仮に、プログラムによる自動売買を認めるとしても、委託者保護の見地からは、上記の要件のみではなお不十分であり、さらに、以下の措置等を講ずるべきである。

- ② 従来、商品先物取引においてプログラムによる自動売買自体は認められていなかったが、業者の中には、コンピューターの指示する売買のサインに従って取引を行うことによって取引経験がなくても利益を上げることができるという趣旨の勧誘や広告を行って顧客を誘引し、このような勧誘や広告をきっかけに取引を開始した顧客に対して、まもなく通常の商品先物取引を勧誘するという勧誘手法をとるものが存在している。

例えば、東京地方裁判所平成20年1月25日判決（先物取引被害全国研究会編集発行・先物取引裁判例集（以下「裁判例集」という。）50巻

516頁)の原告の主張によれば、被告の業者が、「季刊ダイヤモンド・マネー2006年夏版、特集 今こそ『株』&『投資信託』で長期投資」という表題のダイヤモンド・マネー誌に「わたしの賢い選択 アセットスターテクニカル」、「冷静沈着なコンピューターの売買サインで総合的な利益を目指します。」と題され、『東京白金』の取引データ」として「勝率73.9%」、「年平均収益率112.2%」などと記載した広告を掲載し、これを見て電話した原告に対し、業者から商品先物取引の勧誘が行われている。

また、新潟地方裁判所平成21年12月22日判決(裁判例集58巻334頁)の事案では、被告である業者の外務員が、商品取引所に上場されている商品の価格差を利用して、「サヤの異常値を標準偏差を応用して探し出し、正常な価格差に戻り始めたときに取引を開始し、サヤの平均値で決済をするために、被告において開発したとする取引開始時と決済時を割り出すシステムの数値をコンピュータ画面で見た外務員によって、取引と決済のタイミングが情報提供され、顧客はそれに従うことが前提となっている」「ハイブリッド取引」と称する取引を行うことを前提に、「90万円預けてくれれば小遣いに不自由はさせない。」「利益は少ないが確実に儲かる。」などと言って同取引の安全性を強調して原告を勧誘し、当初は上記の「ハイブリッド取引」の形式で取引が開始されたが、それから2週間余り経過した時点で、外務員が、「ハイブリッド取引は利益が少なく、白金を売りで買い足した方が利益が出やすいから買いましょうと言って、白金の売建玉を勧め」て、以後、通常の(「ハイブリッド取引」でない)商品先物取引による建玉が行われている。

これらの裁判例にあらわれた事例に照らしてみれば、本省令案概要のようなプログラムによる自動売買が許容されるようになれば、取引経験がなく商品先物取引の仕組みや危険性についての理解力も不十分な顧客に対して、ダイレクトメールや新聞、雑誌、インターネットによる広告等の手段で、「知識や経験がなくても取引ができる。」などと容易性、有利性、安全性等を強調した勧誘文句によりプログラムによる自動売買の勧誘がなされる危険性があるのであり、このような広告の規制が必要である。さらに、商品先物取引業者が、上記ダイレクトメール等の不招請勧誘の禁止規定が適用されない勧誘方法によって顧客をプログラムによる自動売買に誘引した後、まもなく対面販売による商品先物取引を開始させるケースのように、プログラムによる自動売買の勧誘が、いわば不招請勧誘禁止規定の脱法的手段として悪用されるおそれがあるのであり、このような不招請勧誘の禁

止規定の脱法がなされないための措置を講ずる必要がある。

③ 本省令案概要のとおり、使用可能な証拠金の総額について同意を得ることはプログラムによる自動売買を行う場合の一任の範囲を明確にするために必要であると考え、それだけでは知識、経験、資力に乏しい者が商品先物取引に引き込まれることを防止するのに不十分である。「同意」が形式的なものであっては意味がなく、実質的かつ的確な適合性判断を行った上で得られた同意である必要があるから、適合性判断のための一定のガイドライン等を作成して、明確な指針を示す必要がある。

④ 次に、本省令案概要が、書面等による契約を要求することは委託者の意思を確認し契約内容を明確化するために不可欠であり、また、プログラム売買に関する事項を記載した書面の交付を義務付けることも当然のことである。

しかし、委託者に交付することを義務付ける書面に記載すべき事項を、「プログラム売買に関する概要等」として、プログラムによる自動売買の意味や手順の記載だけを要求するのであれば、委託者の保護としては極めて不十分である。

委託者に交付を義務付ける書面に記載すべきプログラム売買に関する事項には、当該プログラムにおいて設定されているルールの内容（組み込まれているルールの利害得失などを含む。）を含めるべきである。そして、そのような当該プログラムのルールの内容を、委託者に対して十分理解できるように説明することを義務付けるとともに、当該プログラムについての理解に乏しい委託者から委託を受けられないようにするための実効性ある措置をとるべきである。

⑤ また、前述のとおり、プログラムによる自動売買の契約を勧誘する広告については、プログラムによる自動売買により取引についての知識や経験がなくても確実に利益を得られるかのように誤解させるような内容の表示を禁止すべきであり、また、プログラムによる自動売買の長所のみを強調して短所について十分に説明しない等顧客のリスク判断を誤らせる表示を禁止すべきである。現行の商品取引所法においても、広告等への一定の事項の記載の義務付けや誇大広告の禁止の規制がなされているが、前記のように、プログラムによる自動売買が、取引についての知識や経験が乏しく、自ら主体的に取引を行う意思のない者を商品先物取引に引き込む手段となりやすいことに鑑みれば、広告規制の一内容として、プログラムによる自動売買の限界や短所を十分認識し得るような態様の表示を義務付けることが必要である。

⑥ さらに、プログラムによる自動売買を行っている顧客は、施行規則第102条の2で不招請勧誘禁止の例外となる継続的取引関係にある顧客には該当しないこととすべきである。

もともと、プログラムによる自動売買は、インターネット取引により、外務員の関与なく行うことが予定されているものであり、そうであるからこそ、外務員が裁量権を濫用し、手数料稼ぎのための過大な数量の取引を行う等のおそれがないものとして一任取引禁止の例外として許容され得ると説明されている。それにもかかわらず、プログラムによる自動売買を行っている顧客を、施行規則第102条第2項で不招請勧誘禁止の例外となる継続的取引関係にある顧客としてしまえば、インターネットにおける広告等により顧客をプログラムによる自動売買に誘い込むことにより、外務員が不招請勧誘によって当該顧客に通常の商品先物取引を勧誘することが可能となり、このような形で、プログラムによる自動売買が、不招請勧誘禁止規定の脱法的手段として悪用されかねないからである。

⑦ なお、施行規則第102条第3項は、一任取引の禁止の例外として認められる行為を行うときは、「委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害することのないよう、十分な社内管理体制をあらかじめ整備しなければならない」と定めるが、「十分な社内管理体制」の中には当然ながら、プログラムの内容が適正であることも含まれるものであるところ、その趣旨を条項上明確にすべきである。また、プログラムの適正さを確保する観点から、ガイドライン等の作成を検討すべきである。

3 継続的取引関係にある者に対する不招請勧誘の禁止に関する改正（商品先物取引法第214条第9号関係）について

(1) 改正案の内容

本省令案概要のうち、継続的取引関係にある者に対する不招請勧誘の禁止に関する改正は、金融商品に関する取引所のデリバティブ取引を継続的に自社と行っている顧客に対しても、商品に関する取引所取引の電話や訪問による勧誘を行うことを許容するものである。

現行法においても、不招請勧誘禁止の例外として、商品先物取引法又は金融商品取引法において不招請勧誘の禁止の対象となっている契約について既に当該業者と継続的取引関係にある顧客に対しては、訪問又は電話をかけて勧誘することが許されているが、本省令案概要は、商品に関する取引所取引の勧誘の場合について、この不招請勧誘の禁止の例外となる継続的取引関係にある顧客の範囲を拡大するものである。

(2) 不招請勧誘の禁止規定の重要性とその例外を安易に認めるべきではないこと

不招請勧誘の禁止は、当連合会が従前からその導入の必要性を強く求めてきたものであり、当連合会の2012年（平成24年）4月11日付け「商品先物取引についての不招請勧誘規制の維持を求める意見書」でも、改めて不招請勧誘規制の維持の必要性を述べたところである。

商品先物取引のように、仕組みが一般消費者には理解が難しく、かつ、極めてリスクが高い取引については、それを行うことを特に望んでいない一般消費者を勧誘してまで行わせることの合理性を肯定することはできない。しかも、これまでの国内公設市場の商品先物取引による被害は極めて深刻なものが少なくなく、その被害のほとんどが、突然の電話や訪問による取引の勧誘により発生していたことを考えれば、不招請勧誘の禁止規定は、一般消費者が商品先物取引によって深刻な被害を被ることを防止するための、最も実効性のある重要な法規制であるといえることができる。

このような、自らが特に望まない商品先物取引により一般消費者が不測かつ甚大な損害を被ることを防止するための不招請勧誘の禁止規定の重要性に鑑みれば、これに対する例外を安易に認めるべきではない。

(3) 金融商品に関する取引所のデリバティブ取引を自社と行っている顧客に対する勧誘を不招請勧誘の禁止規定の例外とすることの問題点

① 特に、本省令案概要は、金融商品に関する市場デリバティブ取引等を自社と行っている顧客に対する商品に関する取引所取引の勧誘を不招請勧誘の禁止規定の例外とするものである。

現行の施行規則第102条の2において不招請勧誘の禁止規定の例外とされているのは、商品先物取引法又は金融商品取引法において不招請勧誘の禁止の対象となっている契約について既に当該業者と継続的取引関係にある顧客であるから、業者の不招請勧誘によらずに商品デリバティブ取引や店頭金融デリバティブ取引を開始した顧客であるはずである。このような顧客を不招請勧誘の禁止規定の例外とすることについても、当連合会は2010年（平成22年）9月10日付けの「『商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（案）等』に対する意見」において、反対の意見を述べているところであるが、上記のような顧客は、一度は不招請勧誘の禁止規定によるフィルターを通過してこれらの取引に参入した者であるといえることができるから、改めて不招請勧誘の禁止規定による保護を与える必要はないとの考え方自体は、あり得ないわけではない。

これに対して、本省令案概要が不招請勧誘の禁止規定の例外としようとするのは、現行法上不招請勧誘が禁止されていない金融商品に関する取引所のデリバティブ取引を自社と行っている顧客に対する勧誘であるから、顧客が一度も不招請勧誘の禁止規定によるフィルターを通過することなく、本来不招請勧誘の禁止規定による委託者の保護が図られている商品先物取引に引き込まれるおそれがあるのであり、このような事態は、委託者保護の見地から不招請勧誘の禁止規定を設けた法の趣旨に反することは明らかである。

- ② そして、最近の裁判例にみられる商品先物取引被害事件の実情をみても、本省令案概要のような不招請勧誘の禁止規定の例外の拡大により、取引を行うことを特に望んでいない一般消費者が、不招請勧誘の禁止規定による保護を受けることなく商品先物取引に引き込まれる現実的危険性があることがわかる。

例えば、東京地方裁判所平成19年7月23日判決（先物取引裁判例集49巻234頁）の事案では、業者が不招請の電話勧誘により外国為替証拠金取引を勧誘し、顧客に同取引を開始させた上で、まもなく喫茶店で顧客と面談して国内公設市場の商品先物取引の勧誘を行い、同取引を開始させたというものである。この事案は、外国為替証拠金取引と国内公設市場の商品先物取引のいずれにも不招請勧誘の禁止規定が存在せず、かつ、外国為替証拠金取引はすべて店頭取引であった時期における取引の勧誘に関するものではあるが、業者が、不招請勧誘により金融デリバティブ取引を開始させた顧客が同取引に習熟する間もないうちに、商品先物取引の勧誘を行う実例があることを示している。

また、広島地方裁判所平成19年3月29日判決（先物取引裁判例集48巻117頁）の事案では、業者が不招請勧誘による訪問勧誘や電話勧誘により商品ファンドの取引を勧誘して顧客に同取引の申込と代金等の支払をさせた当日に、代金等を持参して業者の店頭を訪れた顧客に対して商品先物取引の勧誘を行い、結局、顧客は商品ファンドの取引の申込みを撤回し、国内公設市場の商品先物取引を開始したというものである。この事案の当初の勧誘の対象となった取引は商品ファンドであり、本省令案概要によっても不招請勧誘の禁止規定の例外となる継続的取引関係にある顧客にあたる場合ではないが、これまでも、業者の中に、もともと顧客に勧誘しようとする「本命の取引」ではないいわば「おとりの取引」を利用して顧客を誘引した上で、取引関係を持った顧客に対して「本命の取引」を勧誘するという勧誘手法をとる者があったことを示している。

これらの事案に照らしてみても、本省令案概要のように、金融商品に関する取引所のデリバティブ取引を自社と行っている顧客を、不招請勧誘の禁止規定の例外となる継続的取引関係にある顧客とした場合には、業者が、金融商品に関する取引所のデリバティブ取引を「おとりの取引」として不招請勧誘により顧客を誘引した上で、同取引を開始した顧客に対して、「本命」の商品先物取引を不招請勧誘により勧誘することが行われることが十分予想されるのであり、このような事態は、法が不招請勧誘の禁止規定において委託者保護を図ろうとした趣旨に明確に反するものである。

- (4) 不招請勧誘の禁止規定の例外とする対象顧客の要件を、当該取引を勧誘の前一年以内に複数回実際に行っていること又は勧誘の日に未決済の取引残高を有することとするものの問題点

本省令案概要は、不招請勧誘の禁止規定の例外とする対象顧客の要件を、当該取引を勧誘の前一年以内に複数回実際に行っていること又は勧誘の日に未決済の取引残高を有することとするものにより、委託者保護を図ろうとするもののようである。

しかし、上記の要件では、「当該取引を勧誘の前一年以内に複数回実際に行っていること」の「複数回」のカウントの仕方が不明確であり、単に勧誘の日前1年間にわずか2回の取引実績があればよいというのであれば、例えばわずか1日のうちにそのような状態を作出することも十分可能となりそうである。また、「勧誘の日に未決済の取引残高を有すること」については、いったん先行取引の契約を行った上で1回でも建玉を建ててしまえば、その当日から、不招請勧誘による商品先物取引の勧誘が可能となるようにみえる。

経済産業省の担当課の説明によれば、本省令案概要による不招請勧誘の禁止規定の例外の拡大を許容できる根拠として、「金融商品についての取引所のデリバティブ取引と商品についての取引所取引とは取引の仕組みや証拠金の扱い等において類似しており、前者の取引を行っている者については後者の取引についての知見を相当程度有していると考えられること」が挙げられている。しかし、本省令案概要における上記の要件では、このような「相当程度の知見」を根拠付けるだけの取引実績があることさえ担保することはできないことが明らかである。

さらに、仮に、不招請勧誘の禁止規定の例外とする継続的取引関係にある顧客について、相当程度の期間や回数による取引実績を有することを要件とするとしても、先行する金融商品についての取引所のデリバティブ取引を不招請勧誘により開始した者は、同取引の継続中もほとんど業者から言われるままに受け身の姿勢で取引を行っている場合が多いと思われ、そのような態

様の取引を相当程度の期間や回数行ったからといって、取引についての「相当程度の知見」が得られるとは限らない。そして、そもそも、このように不招請勧誘により先行取引を開始してしまうような者は、もともと自ら主体的に取引を行うか否かの判断をする能力や、業者に対して取引を拒絶する交渉力に乏しい場合が多いと思われ、形式的に相当程度の期間や回数の取引を行ったからといって、業者から新規の取引を強く勧められると、業者の勧誘を断ることができずに、自ら特に希望しない取引に引き込まれることは十分あり得ることである（そして、このような者こそが、不招請勧誘の禁止規定によって最も保護されなければならない者である。）。

したがって、本省令案概要のような方法で不招請勧誘の禁止規定の例外とする継続的取引関係にある顧客の要件を限定しようとしても、委託者保護が十分に図れるものとは到底考えられないから、そもそも本省令案概要のような不招請勧誘の禁止規定の例外の拡大を認めることはできない。

(5) まとめ

以上により、金融商品に関する取引所のデリバティブ取引を継続的に自社と行っている顧客に対しても、商品に関する取引所取引の電話や訪問による勧誘を行うことを許容することには、反対である。

なお、本省令案概要は、金融商品に関する取引所のデリバティブ取引を、商品先物取引法又は金融商品取引法において不招請勧誘の禁止の対象となっている取引と一定の限度で同列に扱おうとするものであるということができない。しかし、同じく両者を同列に扱おうとするのであれば、むしろ、当連合会が2010年（平成22年）11月15日付け「『平成22年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等の公表について』に対するデリバティブ取引に関する不招請勧誘規制等の見直しについての意見」において意見を述べたとおり、金融商品に関する取引所のデリバティブ取引であっても、FX取引（外国為替証拠金取引）等、初期の投資金額を上回る損失の発生するおそれがある取引の不招請勧誘を禁止すべきである。

以上